

### 【1】調査の目的

2009年(平成21年)12月に、全国50司法書士会の中で初めて広島司法書士会が、小学生と保護者を対象とした「親子法律教室」事業を実施した。広島司法書士会はその後同事業を毎年度開催しているが、同会を含めて2012年度には2会、2013年度には4会が実施し、昨年度(2014年度)は10会が実施するという状況になってきた。

このように同事業の取り組みが広がった理由として、2012年に福岡県司法書士会法教育推進委員会が制作・刊行した紙芝居教材『解釈のちから』という教材の存在や、日本司法書士会連合会が開催支援事業を始めたことなどが影響していたのではないかと思われるが、実際はどうだったのか。また、同事業に取り組むことで、各司法書士会においてどのような成果があり、また課題が明らかになってきたのかについても分析してみたいと考え、当ネットワークにおいて本調査を実施することとした。

本調査は、直接的には司法書士会としての「親子法律教室」事業実施の意義・課題を明らかにすることが目的であるが、調査結果を分析することを通じて、「小学生からの法教育」の意義、可能性を明らかにする手がかりにもしたいと考えている。

### 【2】調査対象

全国50司法書士会のうち、平成26年度(2014年度)に司法書士会主催事業として「親子法律教室」を開催した下記の10会(順不同)。

(注:\*は、当ネットワーク賛助団体会員)

札幌司法書士会 宮城県司法書士会 東京司法書士会\* 神奈川県司法書士会  
静岡県司法書士会\* 大阪司法書士会 京都司法書士会\* 広島司法書士会  
愛媛県司法書士会 福岡県司法書士会\*

### 【3】調査方法と調査期間

上記10会各会長宛てに調査協力依頼状(「親子法律教室事業に関するアンケート調査について(お願い)」)とともに別紙「親子法律教室事業に関するアンケート(回答書)」を持参または郵送し、当該事業を担当された部署(または同責任者)の記名による回答を、下記調査期間内に求める方法で実施した。

調査期間:2015年4月20日~5月15日

### 【4】調査回収状況

調査期間内に、京都司法書士会を除く9会から回答を得た。このうち回答書に「基本情報文書」の添付が無く基本情報(資料1記載の各項目)の一部が不明であった5会及び京都司法書士会については、当ネットワーク事務局において各会公式ウェブサイトで公開していた広報チラシを閲覧しまたは追加回答を依頼するなどの方法により、情報を補完した。